

第2次大仙市環境基本計画

令和元年11月

秋田県大仙市

目 次

I 計画の大綱

第1節 計画策定の背景	1
第2節 第1次環境基本計画の評価	1
第3節 計画の役割	5
第4節 現況と課題認識	5
第5節 計画の基本的方向性	6

II 計画事項

第1節 計画期間	7
第2節 進行管理	7
第3節 施策の展開	8
1. 地球温暖化対策の推進	9
2. 自然環境・生物多様性の保全	13
3. 循環型社会の形成	18
4. 良好な生活環境の保全	23
5. 多様な主体の参加	27

I 計画の大綱

第1節 計画策定の背景

大仙市は、2005年3月22日の新市誕生とともに市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的に環境基本条例を制定しました。また、この条例に基づき2009年3月に大仙市環境基本計画（以下「第1次環境基本計画」という。）を策定し、市民、事業者と市が協力し環境保全の取組みを進めてきました。

第1次環境基本計画策定から10年が経過したことから、社会情勢の変化や本市の特性を考慮し、引き続き環境政策の基本的な方向を示すため、第2次大仙市環境基本計画（以下、「第2次環境基本計画」という。）を策定します。

第2節 第1次環境基本計画の評価

第1次環境基本計画は市の環境を保全するための基本的な指針を示すものとして策定され、計画期間は2009年度から2018年度までとしていました。環境指標の目標値に対する現状値を示しています。

評価基準	達成率100%以上：達成	達成率50%以上：概ね達成	達成率50%未満：未達成
-------------	--------------	---------------	--------------

第1章 循環

■第1節 大気環境

項目	基準値 (2006年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	環境基準適合	環境基準適合	環境基準適合	達成
稲わら等の焼却に伴う指導件数	32件	0件	15件	未達成

※大曲局での二酸化硫黄の測定は2007年度で終了しているが、県内の6市に設置している13カ所の一般環境測定局全てにおいて環境基準に適合した。

■第2節 水環境・土壌環境

項目	基準値 (2006年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
主要10河川の水質汚濁及び生活環境に関する環境基準	環境基準適合	環境基準適合	環境基準適合	達成
地下水の環境基準	環境基準適合	環境基準適合	環境基準適合	達成
汚水処理人口普及率	65.6%	82.0%	81.8%	概ね達成

※主要10河川（雄物川、横手川、丸子川、川口川、窪堰川、玉川、斉内川、櫛岡川、土貫川、淀川）

※下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合

■第3節 廃棄物対策

項目	基準値 (2006年度)	目標値 (2022年度)	現状値 (2018年度)	評価
ごみ総排出量	33,823 t	27,500 t	30,778 t	未達成
再資源化量	3,698 t	3,500 t	2,703 t	未達成
リサイクル率	9.9 %	12.7%	8.8 %	未達成
1人1日あたりごみ排出量 (資源ごみを除く)	984 g	851 g	948 g	未達成
不法投棄件数	9 件	0 件	14 件	未達成

※目標値は、第2次一般廃棄物処理基本計画において見直している。(不法投棄件数を除く)

■第4節 資源・エネルギー

項目	基準値 (2007年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2017年度)	評価
有収率	91.4 %	93 %	85.3 %	未達成

※総有収水量/総配水量×100(水道事業で供給した配水量に対する料金徴収となった割合)

第2章 共生

■第1節 自然環境・生物環境

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
県立自然公園	1 力所 (真木真風県立自然公園)	現状維持	1 力所	達成
自然環境保全地域	1 力所 (湯の台・小方角沢自然環境保全地域)	現状維持	1 力所	達成
鳥獣保護区	8 力所 (姫神、方角沢、三条川原、乙越沼、八乙女、滝ノ沢、弘田、薬師嶽)	現状維持	14 力所	達成
絶滅のおそれのある野生生物の種数 (植物・動物レッドリスト)	369 種 (哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、陸産貝類)	現状維持	375 種 (1.6%増加)	概ね達成
	866 類 (維管束植物)	現状維持	799 種 (7.7%減少)	達成

※鳥獣保護区は基準年度の8力所に、大沢郷、心像、唐松山、荒川、大川前、鶯野の6力所を追加。

■第2節 自然の公益的機能

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値	評価
水土保持林(森林面積)	15,242.67 ha	現状維持	—	—

※水土保持林:土砂流出・崩壊の防備、水源涵養等安全で快適な生活を確保することを重視する森林

※2012年度より大仙市森林整備計画が変更となり、森林の公益的機能による分類方法が変更となったため数値なし。

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値	評価
森林と人との共生林(森林面積)	370.36 ha	現状維持	—	—

※貴重な自然環境の保全や人と自然とのふれあいの場としての利用を重視する森林

※2012年度より大仙市森林整備計画が変更となり、森林の公益的機能による分類方法が変更となったため数値なし。

項目	基準値 (2006年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
農用地	20,483 ha	現状維持	19,951.9 ha (2.6%減少)	概ね達成

※農用地：農業振興地域内の農地(田、畑及び果樹園)

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
農地・水・環境保全取組団体	123 団体	150 団体	142 団体	概ね達成

※農地や農業用水等の保安全管理などに取り組む団体

※2007年度から2011年度で1期対策が終了し、2012年度から2016年度に2期対策が開始された。2期対策では1期対策からの継続団体が合併したこと、新規取組団体の加入により120団体となった。

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
河川環境保全取組団体	17 団体	50 団体	17 団体	未達成

※地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に河川などの水辺環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等。

※大曲3団体、西仙北4団体、中仙7団体、協和1団体、仙北1団体、太田1団体

(仙北地域1団体は36の分会、太田地域1団体は20の分会で構成されており、各地域の分会が一体となって活動を実施している)

■第3節 生活環境

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
騒音・振動	日常生活に支障のないレベルの維持・達成を目指します。	現状維持	現状維持	達成
悪臭	不快さを感じないレベルの維持・達成を目指します。	現状維持	現状維持	達成
内分泌攪乱化学物質	有害な影響を及ぼす恐れのある化学物質の排出基準の維持・達成を目指します。	現状維持	現状維持	達成

■第4節 歴史的・文化的環境

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
市指定文化財	175	180	175	未達成

■第5節 地球温暖化対策

項目	基準値 (2006年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
公共施設のCO ₂ 排出量 (指定管理施設を除く)	20,800 t	18,720 t	16,133 t	達成
低公害車所有数	14 % (64台/455台)	30 %	30 % (120台/400台)	達成

※低公害車：電気自動車、CNG（圧縮天然ガス）自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車

第3章 参加

■第1節 環境教育・環境学習

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値	評価
子どもエコチャレンジ	655 人	7,000 人	5,297 人 (H27年度終了)	概ね達成
ワンデイ・エコチャレンジ (市民)	—	25,000 人	84,231 人 (H25年度終了)	達成
ワンデイ・エコチャレンジ (事業者)	—	1,000 カ所	898 カ所 (H25年度終了)	概ね達成
環境家族宣言	300 世帯	3,000 世帯	10,131 世帯 (H27年度終了)	達成

※子どもエコチャレンジ：小学校4年生を対象にした夏休みに実施する環境学習・省エネ活動の取組

※ワンデイ・エコチャレンジ：市民・事業者を対象にした1日で出来る省エネ活動の取組

※環境家族宣言：家庭を対象にした環境家計簿作成・省エネ活動の取組

■第2節 環境保全活動・環境配慮対策

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
農地・水・環境保全取組団体	123 団体	150 団体	142 団体	概ね達成

※農地や農業用水等の保安全管理などに取り組む団体。

※2007年度から2011年度で1期対策が終了し、2012年度から2016年度に2期対策が開始された。2期対策では1期対策からの継続団体が合併したこと、新規取組団体の加入により120団体となった。

項目	基準値 (2008年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2018年度)	評価
河川環境保全活動団体	17 団体	30 団体	17 団体	未達成

※地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に河川などの水辺環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等。

※大曲3団体、西仙北4団体、中仙7団体、協和1団体、仙北1団体、太田1団体。

(仙北地域1団体は36の分会、太田地域1団体は20の分会で構成されており、各地域の分会が一体となって活動を実施している)

第3節 計画の役割

環境基本計画とは、大仙市環境基本条例第8条に基づき、環境保全に関する総合的かつ計画的な施策を定めるものです。

本計画は、「第2次大仙市総合計画基本構想」に示された将来都市像や基本理念を、環境面から実現していくための計画として位置づけられます。環境面において、最も基本となる計画であり、市の実施する施策・事業は環境保全の観点からこの計画との整合を図っていくものです。

第2次大仙市総合計画基本構想

■将来都市像

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」

～ところをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～

自然環境、田園と調和を図りながらも、魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造と、本市に住む人々、本市を訪れる人々のうらおいとにぎわいが調和する夢のある都市の実現を目指そうとするものです。

第4節 現況と課題認識

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられない見通しです。これに加え、都市への若年層を中心とする流出超過の継続により、若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、地域の環境保全の取組にも影響を与え、森林・里地里山の荒廃などの環境課題が顕在化しています。

このほか、温室効果ガスの大幅削減、資源の有効活用などの環境課題、大規模災害への備え、働き方改革などの社会課題、地方経済の疲弊などの経済課題、これらの課題が相互に関連し複雑化しており、環境、社会、経済の統合的な向上が求められています。

また、2015年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールなどが提示されています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、産業革命以降の温室効果ガス排出量の増加など、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「パリ協定」が2016年11月に締結されました。

このような、持続的な社会に向けた国際的な潮流のなか、政府においてはSDGsを推進するため、環境分野に関する優先課題の具体的施策として省エネ・再生可能エネルギーの導入、気候変動対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全、森林、海洋等の環境保全に取り組むとしています。

パリ協定に基づく政府の温室効果ガスの排出削減目標については、2030年度に2013年度比26%の削減（業務その他部門においては、2013年度比40%削減）を掲げています。

■SDGs17のゴール



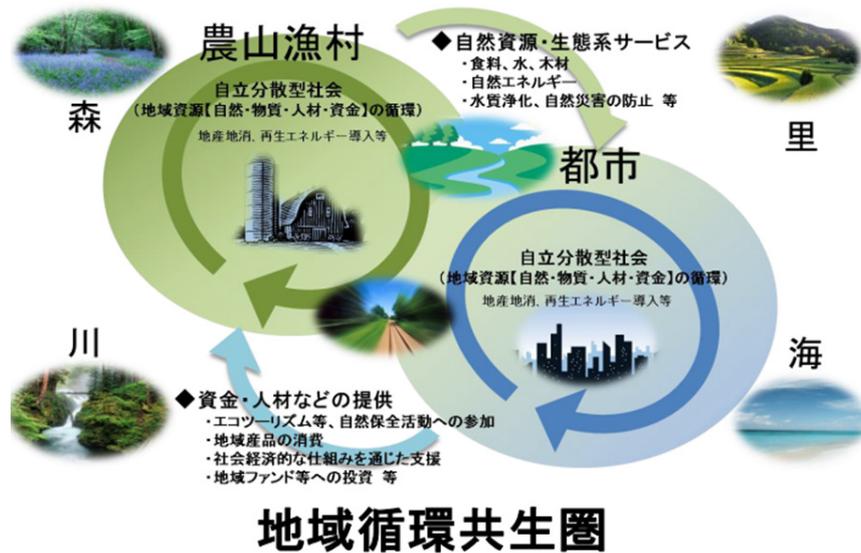
第5節 計画の基本的方向性

環境的側面、社会的側面、経済的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続的可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。

第1次環境基本計画の基本的な方向性は継承しつつ、17のゴールが相互に関係し、複数の課題を統合的に解決することを目指すために分野横断的なアプローチを必要とするSDGsの考え方を活用します。

これに加え、多様な主体が参画するパートナーシップを促進するとともに、目指すべき持続可能な社会の構築に向けて、地域資源を持続可能な形で活用していきます。

■ 目指すべき持続可能な社会の姿



第2次環境基本計画では、国の第5次環境基本計画に示されている、行政、市民、事業者らが連携し、地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて補完し、支えあう活力あふれる「地域循環共生圏」の構築を通じてSDGsの実現を目指します。

II 計画事項

第1節 計画期間

第2次環境基本計画の計画期間は、2019年度から2030年度までの12年間とします。また、新たに発生する様々な環境課題へ対応するためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。そのため、2024年度に施策の達成状況を確認し、修正等の改訂を行います。

第2節 進行管理

第2次環境基本計画では、「計画(Plan)」→「実行(Do)」→「評価(Check)」→「見直し(Act)」を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を行います。設定した成果指標の達成状況や、各施策のもとで取り組む主な事務事業の進捗状況等について、毎年度評価を行い、公表します。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じた取組の見直しや重点化を検討した上で、市民ニーズや社会経済情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、計画を着実に推進します。

第3節 施策の展開

第2次環境基本計画が対象とする環境施策を体系的に定め、施策を推進します。国や県の環境基本計画を踏まえるとともに、第1次環境基本計画の基本的な方向性は継承しつつ、5つの施策の柱それぞれに環境と関わりが深いSDGsのゴールを示しています。

1. 地球温暖化対策の推進

- (1) エネルギー起源CO₂の排出削減対策の強化
- (2) 森林等の吸収源対策の強化
- (3) 気候変動等への対応

2. 自然環境・生物多様性の保全

- (1) 自然とのふれあいの推進
- (2) 森林、農地、河川の環境保全機能の維持・向上
- (3) 野生生物の保護・外来生物対策

3. 循環型社会の形成

- (1) 発生抑制の推進
- (2) 循環資源の再使用・再利用の推進
- (3) 適正処理の推進

4. 良好な生活環境の保全

- (1) 発生源対策の充実
- (2) 生活排水対策の充実
- (3) 騒音、振動、悪臭への対応

5. 多様な主体の参加

- (1) 環境情報の整備と提供
- (2) 環境教育・環境学習の推進
- (3) 市民、事業者、行政の連携の推進

1. 地球温暖化対策の推進

—温室効果ガスの排出抑制及び気候変動への適応—



人間活動の拡大に伴ってCO₂、メタン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。特にCO₂は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されています。我が国が排出する温室効果ガスのうち、CO₂の排出が全体の約92%を占めています。

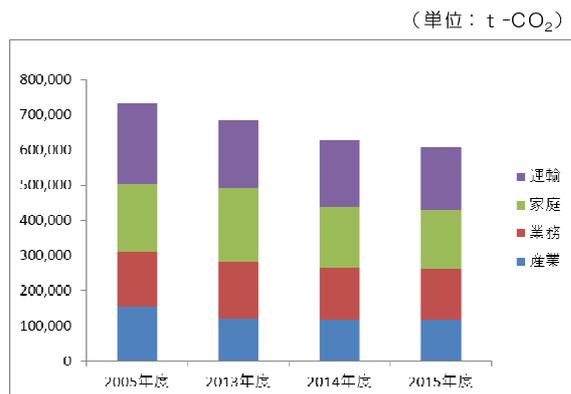
気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指す必要があります。

■現況と課題

大仙市における2015年度の温室効果ガス排出量は、基準年とされる2013年度に比べて約11%減少しています。主な温室効果ガスであるCO₂の排出割合を見ると、産業部門の占める割合が全国の数値より低いこと、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の割合が全国より高い特徴があります。

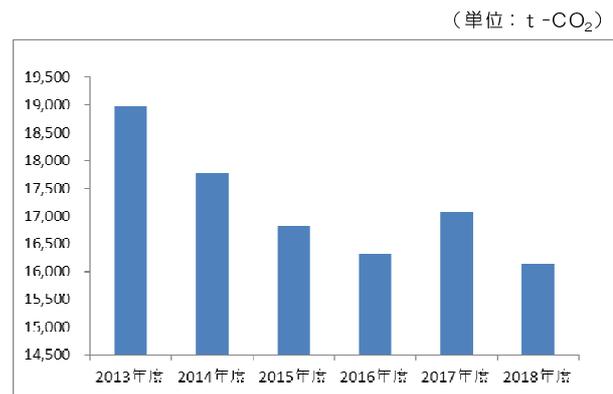
また、本市の公共施設(指定管理施設を除く)における2017年度のCO₂排出量は、2013年度の排出量と比べると15.0%減少しました。

○大仙市における二酸化炭素排出量の推移



資料：株式会社イー・コンサル

○公共施設(指定管理施設を除く)における二酸化炭素排出量の推移



資料：生活環境課統計データ

温室効果ガスの排出は、社会システムやライフスタイルの在り方及び市民一人ひとりの行動に大きく左右されることを認識し、市民は、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、地球温暖化防止の国民運動(COOL CHOICE)、森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど、現在の行動様式の変革や行動喚起に取り組む必要があります。

温室効果ガス排出削減のため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの活用が求められています。再生可能エネルギーの導入については、2012年の固定価格買取制度スタート後、太陽光発電を中心に導入が進んできましたが、バイオマスなどバランスのとれた普及を拡大していくことが求められます。

○固定価格買取制度における大仙市の太陽光発電設備導入状況

(単位：導入容量 kW、導入件数 件)

	平成26年4月末時点		平成31年3月末時点		増減	
	10kW未満	10kW以上	10kW未満	10kW以上	10kW未満	10kW以上
	A	B	C	D	(C-A)	(D-B)
導入容量合計(①+②)	1,751	291	2,647	19,345	896	19,054
新規認定分 ①	509	291	1,391	19,345	882	19,054
移行認定分 ②	1,242	0	1,256	0	14	0
導入件数合計(③+④)	414	9	567	51	153	42
新規認定分 ③	110	9	263	51	153	42
新規認定分 ④	304	0	304	0	0	0

資料：資源エネルギー庁統計データ

政府の掲げる温室効果ガス削減目標を達成するため、公共施設をはじめとする業務その他部門及び家庭部門のさらなる削減が必要となっています。地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを求められています。

本市では、地球温暖化の防止に向けて、国・県の補助制度を有効に活用しながら集中的な間伐を行っています。これにより、森林の有する水源涵養機能などの、多面的機能の維持を図る取り組みが継続して行われています。

森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出等につながり、その効果は広く国民一人ひとりが恩恵を受けるものであります。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要があります。

○大仙市柏台太陽光発電所



○公共施設再生可能エネルギー導入事業



■施策の方向

(1) エネルギー起源CO₂の排出削減対策の強化

①徹底した省エネルギーの推進

- ・各家庭や事業所毎に実施できる省エネ活動を促進します。
- ・住宅などの省エネ化を推進します。

②再生可能エネルギーの導入促進

- ・太陽光発電やバイオマス発電など再生可能エネルギー導入を促進します。

③市の事務事業におけるカーボン・マネジメントの強化

- ・大仙市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業に伴い発生するCO₂の排出抑制を行う体制の整備・強化を推進します。
- ・公共施設への省エネ設備、再生可能エネルギー導入を推進します。

主な事業	
・二酸化炭素排出抑制対策事業 [生活環境課]	・太陽光発電事業 [生活環境課]
・住宅リフォーム支援事業 [建築住宅課]	・小水力発電事業 [農林整備課]

(2) 森林等の吸収源対策の強化

①森林の適切な整備・保全

- ・森林吸収源対策として、森林整備計画等に基づき、多様な政策手法を活用しながら適切な間伐や造林等を通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営に向けた取組、国民参加の森林づくりを推進します。

主な事業	
・秋田県水と緑の森づくり税関連事業 [農林整備課]	
・森林整備地域活動支援交付金事業 [農林整備課]	

(3) 気候変動等への対応

①気候変動に関する情報収集、適応の推進

- ・気候変動に関する情報を収集し、地域の特徴に応じた適応を推進します。

■成果指標

項目	基準値 (2013年度)	目標値 (2030年度)
市の事務事業における二酸化炭素排出量	24,356.8 t-CO ₂	14,434.7 t-CO ₂

※事務事業におけるCO₂排出量とは、公共施設(指定管理施設含む)、公用車及び市が行う業務等で使用したエネルギー(電気、灯油等)量から換算したCO₂排出量のこと。

○重点的な取組：二酸化炭素排出抑制対策事業
 (公共施設カーボン・マネジメント強化事業)

■導入設備・運用改善等

中仙庁舎を含む 6 施設をモデル施設として空調や照明器具の設備更新による高効率化及び運転時間短縮等による運用改善により年間 160.5 t -CO₂ (うち、運用改善 4.5 t -CO₂) の削減を行う。

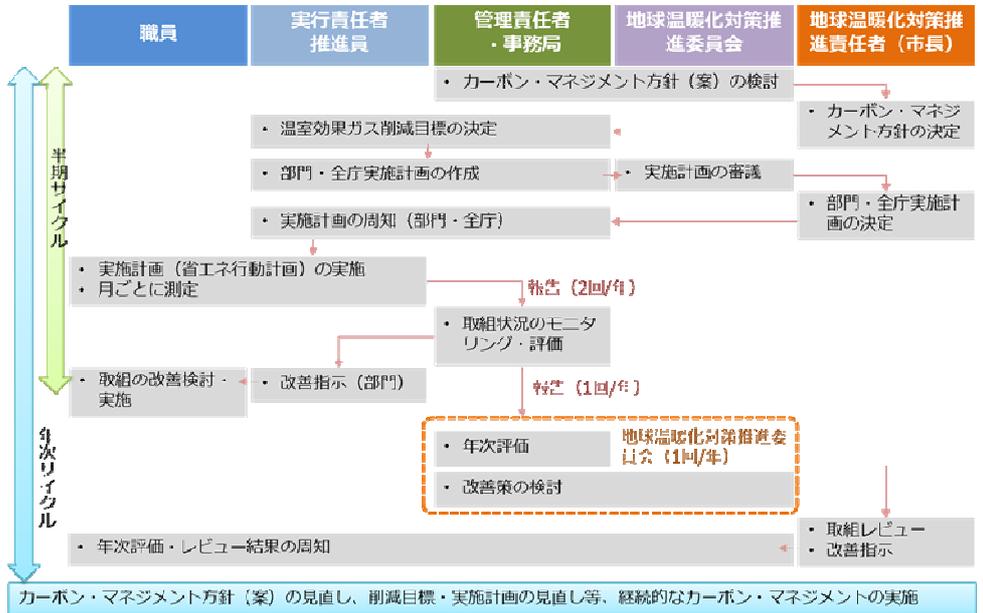
【更新工事の内容】

パッケージエアコンの高効率化及び燃料転換、冷温水発生機の複数台分割による負荷に応じた運転の効率化、CO₂ センサ制御による空調機のインバータ化、照度基準の作成による照明台数の見直しと LED 化の実施等。

■カーボン・マネジメント推進体制の強化

市長を推進責任者とし、より多くの職員が参画する課・班単位の削減目標の達成へ向けた具体的な取組の見直しや問題を日常的に解決する PDCA サイクルと各部署に跨る全庁的な PDCA サイクルを有する多層的な PDCA サイクルを取り入れたカーボン・マネジメント体制を構築する。

○カーボン・マネジメントの実施フロー



■カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及

設備導入の事例紹介等を行うことにより、他の事業者等と情報が共有され、カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及や地域の地球温暖化対策の推進を図る。

2. 自然環境・生物多様性の保全

—生物の多様性を保全し、自然と共生する社会の構築—



優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークの形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森・里・川・海のつながりを確保することが重要です。

■ 現況と課題

本市は東に奥羽山脈、西には出羽丘陵が縦走しており、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った県内有数の穀倉地帯となっています。市域全体が里山・里地として水と緑にあふれる豊かな自然に恵まれており、農村地帯の原風景として四季折々に美しい表情を見せています。

自然とのふれあいの場の提供として、自然のもつレクリエーション機能を生かし、自然とのふれあいの場や機会を確保していく必要があります。

○大仙市における自然公園、保全地域等の指定状況

区分	指定区域等	箇所
県立自然公園	真木真屋	1
自然環境保全地域	湯の台、小方角沢	1
鳥獣保護区	姫神、方角沢、三条川原、大沢郷、心像、乙越沼、八乙女、唐松山、荒川、大川前、滝ノ沢、弘田、薬師嶽、鶯野	14

資料：秋田県

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動を積極的に実施する人工林で構成されています。

本市の林業は、他産業と比較して就業人口や生産額等は低位置にありますが、近年、こうした森林の生産性以外に、水源の涵養、自然環境の保全、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化の防止、山地災害の防止、生活環境の保全など、森林の有する様々な公益的機能への評価が高まっています。

森林に対する市民の意識や価値観も多様化してきており、森林を中心とした豊かな自然環境のレクリエーションなど保健休養の場としての活用など、森林に対するニーズは多面的なものとなっています。森林は、これらの公益的機能を通して市民生活に大きく寄与しており、貴重な都市近郊の森林として、その役割はますます重要になってきています。

森林については、森林の有する公益的機能を持続的に享受していくため、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進するとともに、市域に残された里山林などの森林資源の保

全と有効活用を図っていく必要があります。

本市の農業は、気象条件や交通条件に恵まれるなど有利な生産条件を備えており、新鮮な農作物の供給地となっています。

こうした高い生産性と併せて、保水機能、地下水涵養、多様な生物の生息環境など、農地の有する様々な公益的機能への評価が高まっています。また、農村集落の自然環境や伝統的な景観は、人々に憩いと安らぎをもたらすなど、重要な役割を果たしています。

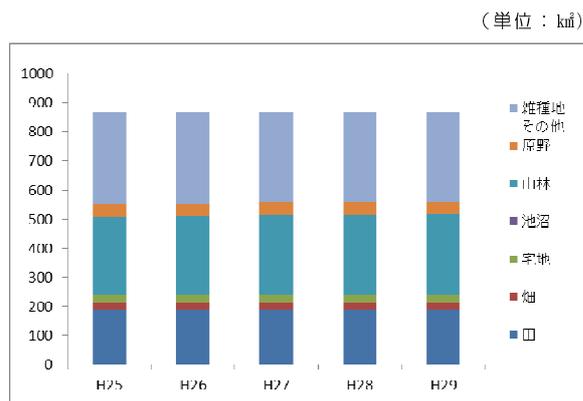
農地については、生産性の高い農業を確立するとともに、農地の有する公益的機能を持続的に享受するため、適切な農地の保全と有効活用を図っていく必要があります。

本市を流れる河川は、1級河川の雄物川、玉川をはじめとして、多くの普通河川があり、市域を概ね東から西に貫流しています。また、古くから農業利水の発展により、用排水路が網状に錯綜し複雑な水路網を形成しています。

雄物川流域においては、親水性や環境を考慮した整備がされており、優れた自然景観を形成するとともに、河川特有の動植物が生息・生育するなど、貴重な自然環境を有しています。

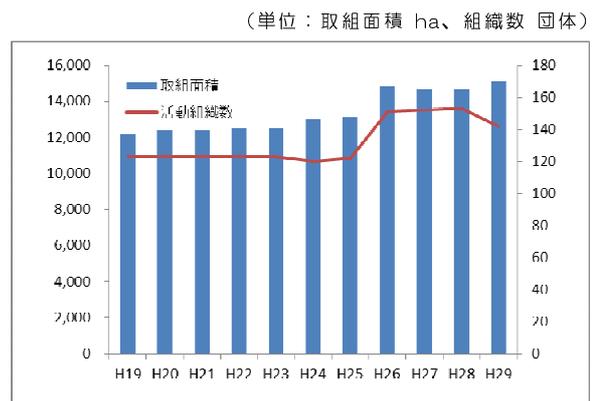
河川については、治水上・利水上の観点踏まえた適切な河川整備を進めていく必要があります。また、貴重な自然環境を有する河川については、地域の特性を踏まえながら、自然環境に配慮した河川整備を進めるとともに、市民の憩いの場としての親水性のある水辺環境を創出し、自然観察などの野外環境学習やレクリエーション活動の場として活用していく必要があります。

○地目別土地面積



資料：総合政策課統計データ

○多面的機能支払交付金事業における取組面積と活動組織数の推移



※多面的機能支払交付金事業とは、農業及び農村が持つ多面的機能を農業者だけではなく、地域住民など多様な主体が持参し、農村環境の保全を目的とした事業であり、国が定める要件を満たした組織の活動に対し、支援活動をするものです。

資料：農林整備課統計データ

里地里山の環境は、集落を取り巻く二次林と人口林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人が手を加えることで特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野

生生物を育む地域となっています。

しかし、営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が懸念されています。

里地里山の保全活用に向けた取組の推進として、生物多様性の確保に重要な役割を果たしている原生的な自然や、田園地帯における二次的自然の重要性を認識するとともに、これらの保全をさらに推進する必要があります。

希少野生動植物の保全として、2010年度に生物実態調査を行い、重要種の確認を行ったが、継続的な調査が困難となっているため、秋田県レッドリストとレッドデータブックの情報を活用し、必要な保全活動を行う必要があります。

○大仙市における希少生物生息状況

(単位：種)

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生 絶滅種	絶滅危惧種				準絶滅 危惧種	情報 不足種	地域 個体群	分布上 希少な 種	留意種	合計
			絶滅 危惧種 IA類	絶滅 危惧種 IB類	絶滅 危惧種 II類	絶滅危 惧種計						
哺乳類	1	0	0	8	12	20	2	2	0	0	5	30
鳥類	0	0	10	4	17	31	42	20	0	0	1	94
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
淡水魚類	1	0	6	6	8	20	7	9	1	0	3	41
昆虫類	3	0	30	29	27	86	46	45	1	0	8	189
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	0	1	18
移管束植物	12	0	168	217	145	530	149	33	0	62	13	799
蘇苔類	0	0	19		0	19	1	13	0	0	0	33
地衣類	0	0	3		2	5	5	8	0	0	0	18
ツヅクケ類	2	0	6		4	10	4	1	0	0	0	17
合計	19	0	28※		218	731	261	136	2	62	31	1,242
			218	267								

※ 蘇苔類、地衣類、ツヅクケ類の絶滅危惧種I類としての合計値
絶滅危惧種A類、IB類の合計値は上記3分類群をのぞいた数

資料：大仙市「2010年生物実態調査」

■施策の方向

(1) 自然とのふれあいの推進

①自然環境保全意識の普及啓発

- ・ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生するうえでのマナーの徹底を図ります。

②自然公園、自然環境保全地域等の活用

- ・自然の実態を把握し、良好な自然環境が残る地域の適切な保全に努めます。
- ・生態系の保全に十分配慮しながら、自然の活用の場を設け、市民が自然にふれあえる場を創出していきます。

主な事業
・環境学習推進事業 [生活環境課] ・ふれあいの森整備事業 [農林整備課]

(2) 森林、農地、河川の環境保全機能の維持・向上

①森林所有者等による地域活動の支援

- ・森林が有する多面的機能が充分発揮されるよう、森林経営計画に基づく適切な整備の推進を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な地域活動の支援に努めます。
- ・森林、林業への理解を深め、森林の持つ公益的機能を維持するため、小中学生に対して、体験を通じ自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林インストラクターや森の案内人などの育成を図るとともに、森林教室や林業体験講座などを定期的を開催します。

主な事業
・森林経営管理制度事業 [農林整備課] ・豊かな里山林整備事業 [農林整備課] ・森づくり活動支援事業 [農林整備課]

②農用地区域の適正な管理

- ・優良農地の確保・保全を図るため、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の適正な管理を行います。
- ・生産性の高い農業経営の確立や農地の有効利用を図るため、担い手である認定農業者等へ農地の利用集積等を推進します。

③地域ぐるみの農村環境保全活動と先進的な営農活動の支援

- ・農地や農業用水、農村環境等の良好な保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、先進的な営農活動を支援します。

主な事業
・多面的機能支払交付金事業 [農林整備課]

④自然や生態系に配慮した河川整備の推進

- ・安全で快適な河川環境を形成するため、治水・利水機能を確保するとともに、自然や生態系に配慮した河川整備を推進します。
- ・溢水被害を解消し安全な市民生活を確保するため、安全性や環境に配慮した整備を行います。
- ・水辺環境に関する市民意識の高揚を図るため、河川愛護会等を中心とした河川等の清掃や美化活動を支援します。また、河川環境保全活動をしていくため、関係団体のネットワークづくりや育成の支援を実施します。
- ・河川環境の保全と河川公園施設利用者の安全確保に努め、良好な自然環境を維持することにより、憩いの場の創出を図ります。
- ・長年にわたり「大曲の花火」の観覧場として活用されている、「大曲の花火」公園の環境整備に努め、「花火のまち」としての地域イメージの確立を図ります。

主な事業
・環境整備地域連携事業 [道路河川課] ・公園維持管理事業 [都市管理課]

(3) 野生生物の保護・外来生物対策

①希少な動植物の生息実態把握・保全

- ・鳥獣保護法などの適用・運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ・市域に分布する貴重な動植物の現況把握やその保護について、関係機関と連携して取り組みます。

②外来生物への対策の推進

- ・外来生物の分布状況や、生態系への影響及び駆除などに関する情報の収集・周知を図り、外来生物への対策を促進します。

主な事業
・有害鳥獣駆除対策事業 [農林整備課]

■成果指標

項目	基準値（2015年度）	目標値（2030年度）
森林計画による森林面積	49,556ha	現状維持

※雄物川地域森林計画では、「森林資源の循環利用」と「森林の公益的機能の発揮」を基本目標としている。

3. 循環型社会の形成

—天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減できる社会の形成—



持続可能な循環型の都市を目指していくうえでは、限りある資源を大切に使用し、有効利用・省資源などを実践することが重要です。そのため、第1に無駄な購入消費や生産などによる廃棄物を発生抑制（リデュース）する必要があります。さらに、市民・事業者・行政が一体となって、徹底した「物」の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）など、ひとつの資源を繰り返し利用するなどの循環利用をする必要があります。

■現況と課題

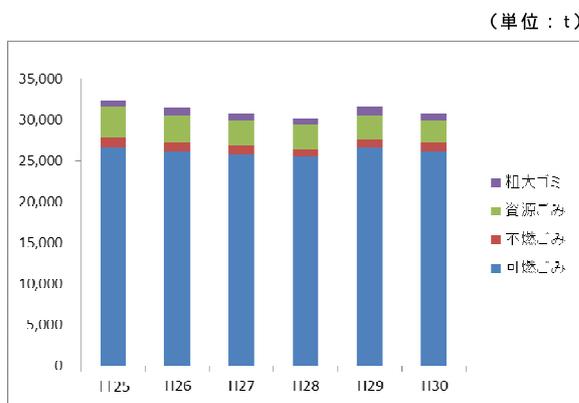
一般廃棄物の処理状況として、2008年度から家庭ごみの有料化、2014年度以降に古布類や小型家電など資源ごみの新たな分別区分を設けるとともに、市民へ周知するなどにより減量化に努めてきました。しかしながら、ごみの総排出量は近年横ばいで推移し、市民一人1日当たりのごみ排出量は増加しています。

今後は、人口の減少に伴い、ごみ排出量も減少していくものと推測されますが、近年の核家族化の増加などに伴い1世帯当たりのごみ排出量が増え、結果、一人1日あたりのごみ排出量が増えてしまうことが懸念されています。

2017年度に実施した燃やせるごみの展開検査の結果、まだ、適正な分別がなされないまま排出されているごみも多く見られることから、市民ができるだけごみを出さない生活スタイルへの転換を引き続き促進していく必要があります。

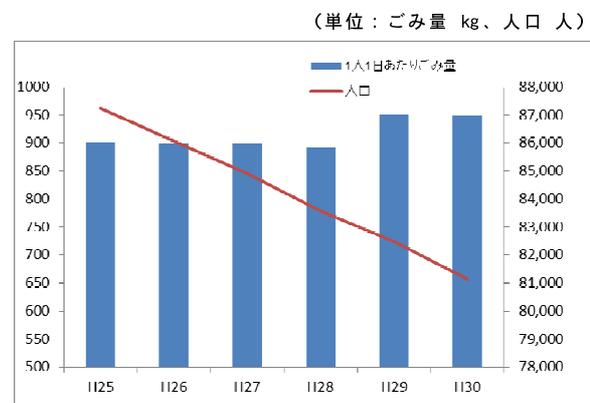
近年、社会的な課題となっている食品ロス対策については、飲食店等との協力体制を構築するとともに、環境学習などを通じて食品ロス削減に向けた市民の意識改革を図っていく必要があります。

○ごみの総排出量の推移



資料：生活環境課統計データ

○1人1日当たりのごみ排出量と人口の推移



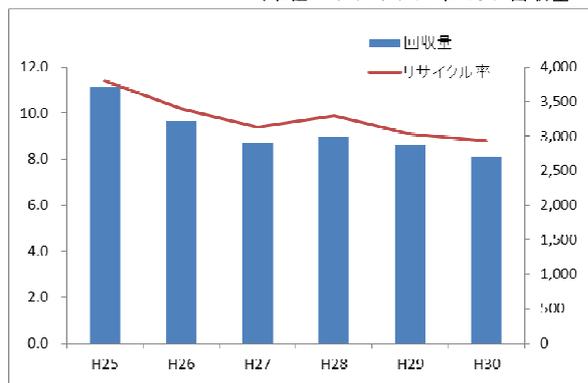
資料：生活環境課統計データ

容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）等の資源ごみは、2012年度から毎年減少しており、近年は、スーパーマーケット等の店頭での古紙回収サービスが普及し、2014年度以降の市の古紙回収量は大幅に減少しています。

一方で、まだ、ごみの分別が十分でなく、再資源化できるごみが可燃ごみ又は不燃ごみとして排出されているものも多く見られることから、引き続き周知、啓発に努め、リサイクル率を向上させる必要があります。

○資源ごみ回収量とリサイクル率の推移

（単位：リサイクル率 %、回収量 t）



資料：生活環境課統計データ

一般廃棄物処理施設については、既存処理施設の老朽化や、人口減少に伴う処理効率の低下、廃棄物処理に携わる技術系職員の減少など、地域の枠を越え、多くの共通課題を抱えていたことから、大仙市、仙北市、美郷町では、現在所有する一般廃棄物処理施設を将来にわたって適正に維持するとともに安定した廃棄物処理を継続していくため、2019年度4月から広域化をスタートしています。

今後は、ごみ処理施設の将来的な統廃合を見据えた調整やし尿・浄化槽汚泥の全体量減少及び性状変化に対応した施設運営等を行っていきます。

不法投棄や不法焼却は豊かな自然環境を損なう重大な犯罪行為です。これらの不適正処理を未然に防止するため、関係機関と連携し、捨てさせない環境づくりを進めていく必要があります。

水銀廃棄物の処理対策として、拠点回収を実施し、適切な回収を実施しています。

○NOレジ袋キャンペーン



○不法投棄物撤去作業



■施策の方向

(1) 発生抑制の推進

①持続可能なライフスタイルと消費への転換

- ・市民や事業者に対して、廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発に努めます。
- ・家庭系ごみの減量や分別、出し方についての周知徹底に努めます。
- ・事業系ごみの発生抑制や分別のための2Rへの取り組みを推進します。
- ・レジ袋、プラスチックごみ削減を推進します。

②食品ロスの削減

- ・家庭での食品ロス削減について普及啓発に努めます。
- ・ホテル、飲食店などの食品ロス削減に向けた取組を促進します。

主な事業
・廃棄物減量化対策事業 [生活環境課]

(2) 循環資源の再使用・再生利用の推進

①資源ごみ分別の周知徹底

- ・再資源化を促進するため、市民に資源ごみの分別を呼びかけます。

主な事業
・廃棄物減量化対策事業 [生活環境課]

(3) 適正処理の推進

①安全で効率的な収集、運搬体制の整備

- ・一般廃棄物の安全で効率的な収集、運搬体制の整備を推進します。

②不法投棄等への監視強化

- ・地域住民や警察、保健所といった関係機関と連携し、不適正処理を未然に防止する環境づくりを行います。

主な事業
・ごみ収集事業 [生活環境課]
・ごみ集積所設置費補助事業 [生活環境課]
・ごみ不法投棄防止事業 [生活環境課]

■ 成果指標

項目	現状値（2017年度）	目標値（2030年度）
家庭系食品ロス発生量	5,363t	2,681t

※現状値は、2017年度に実施した家庭系可燃ごみの展開調査結果より推計した。

※廃棄物減量化について

2018年度から2027年度までの10年間の計画期間とする「第2次大仙市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2022年度におけるごみ排出量等の数値目標を中間目標として、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいます。

なお、廃棄物減量化については、進捗状況や毎年度の評価結果を「廃棄物減量等推進審議会」へ報告するとともに、取り組みの見直し等を行います。

■ 第2次大仙市一般廃棄物処理基本計画における成果指標

項目	基準値（2016年度）	目標値（2022年度）
ごみ総排出量	30,217 t	27,500 t
ごみ排出量 （資源ごみを除く）	27,223t	24,000t
再資源化量	2,994t	3,500t
リサイクル率	9.9%	12.7%
一人1日あたりごみ排出量 （資源ごみを除く）	892g	851g
家庭系ごみ 一人1日あたりごみ排出量 （資源ごみを除く）	572g	500g
事業系廃棄物排出量 （資源ごみを除く）	9,771 t	8,747 t

○重点的な取組：廃棄物減量化対策事業
（食品ロス対策事業）

■食べきり協力店制度

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」などの食品廃棄物の削減に向け、食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として認定。取り組みをHP等で紹介。

[協力店の取組項目]

- ・啓発ポスターの掲示
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・少量メニュー等の設定
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・その他、お店独自の取り組み など

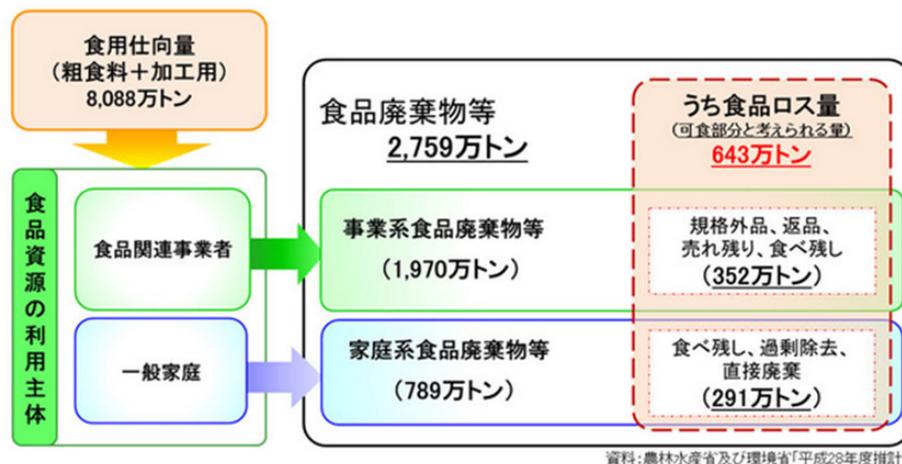


また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じて他事業者等の先進事例などの情報を収集・提供する。

■消費者、事業者等に対する知識の普及・啓発

「食品ロス削減月間」である毎年 10 月にキャンペーンを実施。市内のスーパーで啓発チラシ等を配付。必要量に応じた食品の販売・購入、購入した食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロス削減の重要性についての理解を深めるための啓発を行う。

○日本の食品廃棄物の発生状況（平成 28 年度）



※上記事業の財源に「地球温暖化対策基金」を活用し、食品ロスの削減に向け着実に取り組む。

4. 良好な生活環境の保全

—水・大気・土壌の環境保全及び公害等の防止—



公害関係法令や秋田県公害防止条例に基づき良好な大気、水環境等を維持するとともに、静かで、さわやかな生活環境の保全に努めています。

公害に関する苦情は、私たちの生活様式の変化に伴って多様化しています。これらに適切に対応するために、市では苦情の適正処理の推進を図っています。

■ 現況と課題

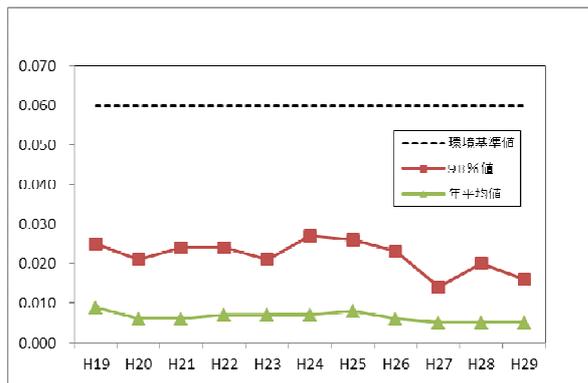
大気環境については、県において仙北地域振興局に測定局を設置し、常時監視を行っています。2018年度の大気汚染物質濃度測定結果では、一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物及び浮遊粒子状物質、PM2.5の全ての項目において、概ね良好な状態を保っていると云えます。

大気汚染物質の発生源対策として、固定発生源である工場や事業場に対し、県と連携し法令遵守の徹底及び監視を継続していく必要があります。

また、稲わら焼きなどの屋外焼却に関する苦情・相談件数は、2008年度の32件に対して2018年度は15件と減少傾向にあります。

○二酸化窒素に係る環境基準適合状況
及び年平均値の推移

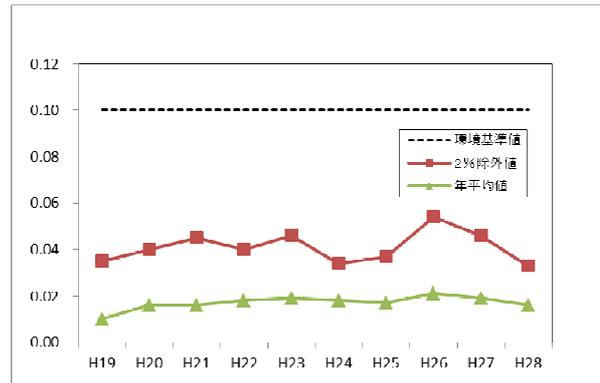
(単位：ppm)



資料：秋田県環境白書

○浮遊粒子状物質に係る環境基準適合状況
及び年平均値の推移

(単位：mg)



資料：秋田県環境白書

公共用水域については、雄物川、横手川、丸子川、川口川、窪堰川、玉川、斉内川、櫛岡川、土買川、淀川の10河川について環境基準の維持達成状況を把握するために県において水質調査が毎年行われています。BODについては全ての河川で環境基準を達成しており、良好な状態を維持しています。

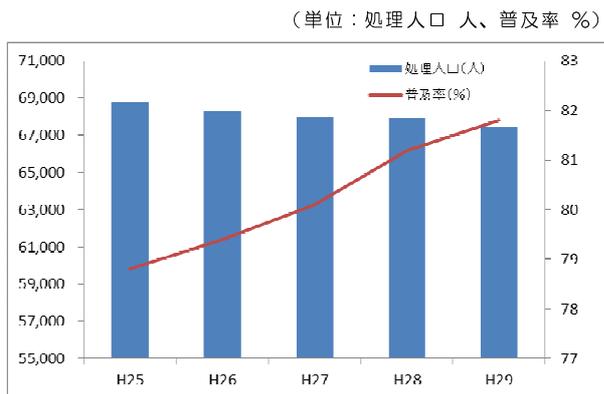
生活排水の処理については、公共下水道、農業集落排水の整備事業が概ね完了し、未整

備区域の合併処理浄化槽設置を促進しています。

事業活動における水質汚濁物質の発生に対しては、県と連携した適正な指導や公害防止協定の締結などによる対策を進めていく必要があります。

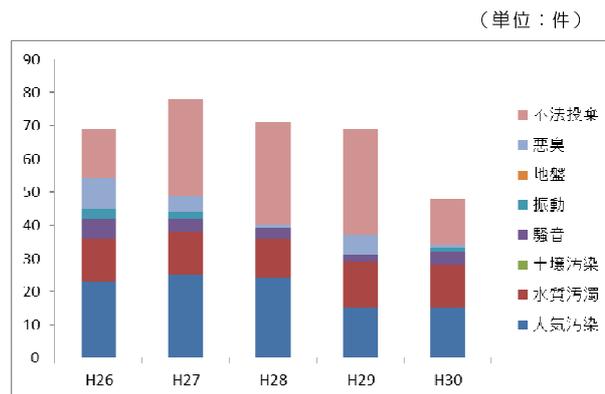
本市は水資源に比較的恵まれており、水需要についても安定傾向にあるといえますが、水は有限かつ貴重な資源であることから、今後とも、水源の保全や涵養を図り、水需要に対応した適切な水資源を確保していく必要があります。

○生活排水処理人口と普及率の推移



資料：下水道課統計データ

○公害苦情の種類別件数の推移



資料：生活環境課統計データ

騒音・振動については、全域的に問題が少なく、概ね生活環境が保たれています。また、主要幹線道路の交通騒音については、県から権限移譲を受け、平成24年度より常時監視業務を実施しています。昼間、夜間ともに環境基準を達成しています。

工場・事業所（特定工場等）に係る騒音・振動については、法令に基づき、特定施設の設置届出や規制遵守が義務づけられており、今後も県と連携し法令遵守の徹底及び監視を継続していく必要があります。

悪臭については、規制区域内において規制基準を超える悪臭を発生させた事業者はいないものの、家庭の生活排水を発生源とする苦情・相談が寄せられています。

悪臭は、騒音や振動と同様に日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっており、引き続き監視体制の整備と充実を図るとともに、近隣公害等への迅速な対応など、場面に応じた個別の発生源対策を進めていく必要があります。

また、畜産事業者に対しては、事業場の設置等に際して十分な悪臭防止対策を講じるように促す必要があります。

国においては、化学物質による環境保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的として、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法）」を制定し、平成13年4月から事業者による排出量や移動量の把握、さらに、平成14年4月からはその届出が開始されています。

また、県においてダイオキシン類等の規制物質について各種法令に基づき発生源の監視や指導を実施するとともに、環境汚染状態について監視を行っています。

■施策の方向

(1) 発生源対策の充実

①公害関係法令の遵守指導

- ・国、県と連携し、工場・事業所に対し、公害関係法令の遵守指導や環境保全の自主的な取り組みの啓発を行います。

②事業者の積極的な環境保全活動の促進

- ・事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、必要に応じて市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結し、事業者の積極的な環境への取り組みを促進します。

③ごみや稲わらなどの屋外焼却、水質汚濁事故等の防止

- ・ごみや稲わらなどの屋外焼却防止に努めます。
- ・水質汚濁事故防止に努めます。

主な事業
・公害対策事業 [生活環境課]

(2) 生活排水対策の充実

①公共下水道・農業集落排水への接続の促進

- ・快適な生活環境の確保や公共用水域の水質を保全するため、公共下水道や農業集落排水への接続率向上対策を推進します。

②下水道等未普及地域での合併処理浄化槽設置の促進

- ・公共下水道などが整備されない地域においては、汲み取り及び既設単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

主な事業
・下水道接続促進事業 [下水道課]
・浄化槽設置整備事業費補助事業 [生活環境課]
・環境衛生事業 [生活環境課]
・快適居住環境整備事業 [生活環境課]

(3) 騒音、振動、悪臭への対応

①生活環境の状況把握

- ・パトロールを強化するなど、市域の生活環境の状況把握に努めます。

②規制地域、規制基準の適切な設定・見直し

- ・規制地域、規制基準を設定し、必要に応じて見直しを行います。

主な取り組み項目（事業内容）
・公害対策事業 [生活環境課]

（４）公害苦情等の処理

①日常生活における近隣への配慮やマナー向上の啓発

- ・ペット飼育のマナー向上について啓発を行います。
- ・所有地などの適正管理について指導を行います。

②関係機関との連携や公害紛争処理制度の活用

- ・関係機関との連携を図り、公害紛争処理の制度を活用します。

■成果指標

項目	現状値（2017年度）	目標値（2030年度）
汚水処理人口普及率	81.8%	90.8%

※大仙市の人口は、2030年に65,686人と推計している。

5. 多様な主体の参加

—環境保全に向けての多様な主体の参加—

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



環境政策の展開については、各主体の参加が必要です。各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進し、主体間のパートナーシップを強化することが重要となってきています。

■ 現況と課題

大仙市環境基本条例では、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大仙市環境基本計画を定めるとしております。

監視・観測等の充実等として、関係機関と連携を図りながら環境保全に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に市民に提供する必要があります。

環境教育・環境学習の推進として、学校では、ESDの考え方に沿い、各教科等における環境教育に関わる内容の充実が図られるとともに、各校の実態に応じた環境保全活動に取り組んでいます。

各主体をつなぐネットワークの構築・強化として、環境美化ボランティアなどと連携し、全市一斉クリーンアップを実施しています。

様々な環境問題を解決し、本市の恵まれた環境をより豊かなものとして将来の世代に継承していくためには、市民一人ひとりが価値観とライフスタイルを見直すとともに、事業者も事業活動における環境への負荷の軽減に率先して取り組むなど、各主体がそれぞれの立場で、環境に配慮した自主的行動を実践していくことが必要です。

○全市一斉クリーンアップ



○夏休み親子環境学習



■施策の方向

(1) 環境情報の整備と提供

①環境基本計画に基づく総合的な取組み

- ・環境施策は、環境基本計画に基づき総合的に取り組みます。
- ・市の環境保全の現状や最新の環境技術などの情報を様々な媒体を通じて市民にわかりやすく提供します。

②関係機関と連携した監視・観測等の着実な実施

- ・監視・観測等については、関係機関と連携を図りながら個別法等に基づき、着実に実施します。

③環境保全団体等との環境情報のネットワーク化を推進

- ・環境保全団体や各主体の活動について、情報共有の場を確保します。

(2) 環境教育・環境学習の推進

①環境教育等の促進

- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育等の教育を促進します。

②自然観察会、環境学習講座などの開催

- ・関係機関と協力して、環境学習を行う体制を整備します。
- ・身近な自然とのふれあいを深めるため、自然観察会などを開催します。
- ・環境問題を地域づくりの一環として捉え、各種環境学習講座を開催します。

主な事業
・環境学習推進事業 [生活環境課] ・体験的学習時間支援事業 [教育指導課] ・地域活動推進事業 [生涯学習課]

(3) 市民、事業者、行政の連携の推進

①各主体をつなぐネットワークの構築・強化

- ・各主体がそれぞれ行っている活動・取組の連携を促進します。

②持続可能な地域づくりの推進

- ・協働によるまちづくりを進めるため、地域の特性や資源を活かした安心して暮らせる住みよい地域づくりや、身近な問題を地域で解決する様々な地域活動を支援するなど、地域コミュニティの形成を促進します。

③周辺自治体などとの連携強化

- ・雄物川流域の水質保全、廃棄物対策など、広域的な取り組みが必要な課題については周辺自治体などと連携し、市域を越えたパートナーシップを図ります。

主な事業
・環境衛生事業 [生活環境課]

■成果指標

項目	現状値（2017年度）	目標値（2030年度）
全市一斉クリーンアップ参加率	14.5%	20.0%

